

桐生市長 荒木 恵司 様

市役所新庁舎建設に
当たっての要望書

桐 生 市 議 会

公共施設のあり方等調査特別委員会

桐生市庁舎建設に当たっては、令和2年7月1日の全員協議会において、現在地に建替えをする方針が示され、令和2年第2回臨時会において庁舎整備事業に係る補正予算案が提出され可決された。

それを受け本特別委員会では、委員のみならず全ての議員から、日頃市民の皆様より拝聴している貴重なご意見を基にした新庁舎に対する考えを挙げていただき、様々な角度から議論を交わしてきた。

過日、本特別委員会から新庁舎が完成するまでの議会機能の新館6階への移転中に限った要望書を提出したが、その後、今後少なくとも50年間に渡って安心して使用できるとも言われている新庁舎のあり方について様々な視点から協議を重ねた。

この要望書は、基本方針に示されている「新庁舎の基本コンセプト」だけでなく、本市が育んできた伝統・文化が象徴されるよう留意し、「利用しやすく働きやすい庁舎」、「まちづくりや地域づくりに寄与する庁舎」、「安全・安心な庁舎」、「財政面に配慮した庁舎」、「環境面にやさしい庁舎」の5つの視点からまとめたものである。

市当局においても、“市民が主役のまちづくり”であることを念頭に、これまでに寄せられた市民の皆様からの声を始め、新たな要望についても真摯に耳を傾け、市民はもとより”市役所を利用する全ての人に喜ばれる庁舎”の実現に向けて取り組んでいただきたい。

については、今後、基本計画及び基本設計の策定を始め、新庁舎建設に向け本格的なスタートを切るに当たり、限られた予算ではあるが、最大限次にまとめた要望事項を参考に事業を推進していただきたく要望する。

令和2年9月16日

桐生市議会

議 長 北川 久人 副議長 岡部 純朗

公共施設のあり方等調査特別委員会

委員長 人見 武男 副委員長 山之内 肇

委 員 渡辺 恒 委 員 久保田裕一

委 員 佐藤 光好 委 員 北川 久人

委 員 新井 達夫 委 員 福島 賢一

1 利用しやすく働きやすい庁舎

《全般にわたること》

- 庁舎理念と役割を明らかにした上で、「新しい生活様式」に沿った市庁舎とすること（本市が先進事例になる）
- 地元経済への波及を第一に考えること
- SDGsの理念と達成への取り組みを市民と共有できるような市庁舎とすること
- オキュペーション（占有エリア）調査を行い、実際に使用・不要のスペースを正しく事前に把握をすることで、面積を減らしてコスト削減を図るのではなく、合理化による多様化で生産性の向上を図ること

《市民の利便性に関すること》

- 適切かつ、スムーズな動線計画を施し、市民利用が多い窓口は低層階に配置、また総合案内窓口や待合スペースを設置するなど、市民の利便性に配慮すること
- スロープや誘導ブロック、またエレベーターだけではなく、市民が利用する低層階にはエスカレーターを設置するなど、全ての人に配

慮したユニバーサルデザインの理念を取り入れること

- 来庁者のプライバシーに配慮した各種相談窓口、相談スペースを設置すること
- 市役所の機能だけでなく、現庁舎にある銀行、ＡＴＭ、食堂、売店（コンビニエンスストア）、自動販売機等について、公民連携の観点からも市民ニーズを踏まえ導入を検討すること
- 多機能トイレを複数設置すること。また、ファミリートイレの設置を検討すること
- 授乳室やキッズスペース（男性も利用でき、ミルクも作れるような機能を備えたスペース）を設置し、授乳室はベビーベッド等を備えたトイレの近くに配置すること

《駐車場に関すること》

- 周囲に渋滞を起こさない設計を前提に、周辺施設利用者も想定し十分な駐車場スペースを確保すること。また、庁舎内部へのスムーズな動線を配慮し、思いやりスペースを十分確保すること

《職場環境等に関すること》

- 誰もが安心して利用できるようセキュリティ対策を講じつつ、市長

室を低層階へ設置するなど開かれた行政を目指すこと

- ICTを駆使したスマート自治体を推進し、誰もが有効に活用できる庁舎とすること
- パーティションの設置や距離間の確保、また対面以外でも来客対応を可能とするなど、市民サービスを低下させないことを念頭に感染症対策に努めること
- 会議室は効率よく設置し、事務スペースは開放的で仕切りの無い構造とし、柔軟にレイアウト変更が可能となるよう将来変化への対応可能な執務環境とすること。また、OAフロアについても検討すること
- 職員一人当たりの執務面積を十分確保し、働きやすい環境を整備すること
- 職員の福利厚生や利便性に配慮した更衣室、休憩室などを適切に配置すること

《議会施設に関すること》

- 傍聴席は照明や換気に配慮しつつ十分な面積を確保し、車いすや子ども連れで来場された方に配慮したユニバーサルデザインの理念を取り入れること。また、キッズスペースや議場と傍聴エリア間のガ

ラス全面仕切りの設置を検討すること

- 各種委員会ほか、多様な会議形式に対応できるよう可動間仕切り壁の設置を検討すること（ただし、機密情報やプライバシー保護などのセキュリティは確保すること）
- 議員控室は会派単位の設置とし、会派数や議員数に柔軟に対応できるよう配慮すること
- 十分な蔵書スペース、配架スペース、閲覧スペース、政務調査用スペースを兼ね備えた議会図書室とすること
- 議員と市民が交流できるスペース、応接室等を設けること

2 まちづくりや地域づくりに寄与する庁舎

《地域連携・市民交流に関すること》

- 屋内外を問わず可能な範囲で市民や職員がくつろぐことができ、また週末等には市民団体等に開放し、賑わいや交流を生み出せるような空間づくりを民間活力を活用して導入すること
- 「市庁舎（をはじめとする公共施設）は、消費を目的としない普遍的な集客装置である」との認識の下、市庁舎を中心とした公共施設の集積地である、本エリア全体の価値の向上を目指した計画を作る

こと

- 庁舎整備の随所に桐生市の地域に根差した産業・文化・歴史を反映させ、魅力発信に努めること

3 安全・安心な庁舎

《防災機能及び被災時対応機能に関すること》

- 災害発生時に「危機管理拠点」、「災害復興拠点」となる庁舎として、災害応急対策活動が滞りなく行える防災対応機能を備えていること
- 市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等、災害発生時に様々な関係機関と連携の取れる災害対策本部が設置できるスペースを確保すること(平常時には職員向けの大会議室や多目的ホールとして活用)。また、緊急救助用スペースを確保すること
- 土砂の流入を防ぐ構造のあり方について検討し、先進事例他都市・自治体での実績を具体的に参考とすること
- 大雨災害等による浸水を想定し、緊急車両等は水没しない場所に配置すること
- 市役所庁舎のみならず、災害時には、市民文化会館、地場産業振興

センターと、一体となった運用に努めること

- 非常用発電機は長期間の稼働を想定すること。またメンテナンスしやすく浸水しない場所に設置すること
- 非常用飲料水貯水槽、雨水槽、緊急用汚水槽の設置を検討すること。また、災害時でも使用可能なトイレやマンホールトイレを設置すること
- 緊急時の情報を速やかに発信するため、災害対策本部から防災ラジオへの情報発信機能を庁舎内に置くこと

《情報・セキュリティに関すること》

- 庁内設置のサーバー等の機器はセキュリティ面と防災面の双方を重視し、遠隔地にバックアップ保管をするなど、迅速な復旧が可能なシステム環境を整備すること
- ICカード等による認証システムの導入及び防犯カメラの設置並びに透明化されたエレベーターを設置すること
- 災害時における各種情報（上下水道など各種ライフライン、河川監視カメラ、消防・警察・学校・その他公共施設、避難所の状況など）の集約が可能となるよう通信体制を構築すること

4 財政面に配慮した庁舎

《財政面に関すること》

- 機能性・耐久性を重視した上で簡素化を図り、特許工法や材料等を使わないデザイン性に特化した設計とせず、イニシャルコスト削減に努めること
- Z E BやB E M S、またクール・ヒートトレンチ（※）等の導入を検討し、ランニングコストの低減、また建物のライフサイクルコストの低減に努めること
- 合併特例債以外にも、国から補助を受けられる支援策を研究し積極的に活用すること
- 徹底した公民連携の取組を推進し財政面に寄与すること

（※）Z E B：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）

B E M S：ビル・エネルギー管理システム（室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム）

クール・ヒートトレンチ：地中熱を利用した空調システム

5 環境面にやさしい庁舎

《環境面に関すること》

- C A S B E E (※1) による検証を検討すること
- 景観維持に加え、市民感情に圧迫感を与えることのない、優しい外観を随所に創出し、かつ建物自体の重量軽減、地盤の杭工事の作業負担軽減等を実現することのできる、鉄筋コンクリート造と木造軸組工法 (C L T (※2) 工法等) の融合等といった柔軟な設計についても検討をすること
- 自然光を取り入れ、また全館 L E D 化による明るい照明で省エネに努め、太陽光発電及び蓄電池の設置について検討すること
- エコロジー技術、リサイクル資材などを活用した、地球環境に配慮した庁舎とすること
- 桐生市産・群馬県産の材料の使用による地産地消を推進すること

(※1) C A S B E E : 建築環境総合性能評価システム (2001年に国土交通省が導入をした建築物の「品質」を総合的に評価する環境性能評価システム)

(※2) C L T : 板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネル